

山梨県公報

号外第一十九号

公 目 告 次

平成十三年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度

公告

- 平成十三年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度
森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成十三年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次の

平成十三年六月一日

山梨県知事
天野建

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所 (株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番